

別表十四（十）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が令第131条の19第5項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第123条の9第1項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「控除未済欠損金額の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額7」は、その事業年度前の各事業年度において令第113条第12項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）において準用する同条第1項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度の別表七(二)付表四「10の計」の金額を記載します。
- 3 「前期以前の適用期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額8」は、その事業年度前の各事業年度において別表七の三「19」（法第62条の7第7項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合には、別表十四(七)「7」を含みます。）に金額の記載がある場合には、これらの金額を含めて記載します。